

議案第84号

飯能市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例（案）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、飯能市が経営する下水道事業に法の規定の全部を適用する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月30日提出

飯能市長 大久保 勝